

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成28年4月28日(2016.4.28)

【公表番号】特表2013-545371(P2013-545371A)

【公表日】平成25年12月19日(2013.12.19)

【年通号数】公開・登録公報2013-068

【出願番号】特願2013-534258(P2013-534258)

【国際特許分類】

H 04 N 19/50 (2014.01)

【F I】

H 04 N 7/137 Z

【誤訳訂正書】

【提出日】平成28年3月1日(2016.3.1)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0024

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0024】

特に、パラメータ・セッター22は、図1に矢印50で共に示されているように、以下について詳述するように、重み付けパラメータおよびオフセット・パラメータを介して現行フレームに対するマッピング・パラメータに関する参照フレームのためのマッピング・パラメータをもって、参照フレームに対するマッピング・パラメータ45に応じて、重み付けパラメータとオフセット・パラメータとを設定している。一方では、現行フレームのための重み付けパラメータおよびオフセット・パラメータ50、および、他方では、現行フレームのためのマッピング・パラメータ45の両方の設定に関与している。しかしながら、パラメータ・セッター22は、現行フレームのためのマッピング・パラメータ45を設定することから独立して自由に重み付けおよびオフセット・パラメータ50を設定することができない。むしろ、両方の設定は、例えば独自に確定した方法で、互いに関連している。したがって、事実、パラメータ・セッター22は、重み付けおよびオフセット・パラメータ50とマッピング・パラメータ45とを同時に設定し、特に、参照フレームの部分48の範囲を置換および拡大縮小し、この置換および拡大縮小から得られる間隔が上述のような分布の知覚的に関連のある部分を保存するのに適している現行フレームに対する部分38を得る。重み付け／オフセット・パラメータ50は、参照フレームに対するアプリケーションにより参照フレームの部分48の範囲を置換し拡大縮小する。重み付け／オフセット・パラメータ50は、部分48の範囲内のすべての可能な値を、部分38を定める範囲に及んでいる値の上にマッピングする。